

別表六（十二）の記載の仕方

この明細書は、次に掲げる場合に記載します。

- (1) 青色申告法人（措置法第42条の4第8項第3号（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の通算法人を除きます。）が同条第3項第3号に掲げる事業年度又は令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する同条第6項第3号に掲げる事業年度において同条第1項又は第4項の規定の適用を受ける場合
- (2) 措置法第42条の4第8項第3号の通算法人が同項第9号イ(3)に掲げる事業年度において同条第1項の規定の適用を受ける場合（同条第8項第3号イの他

の通算法人がその事業年度終了の日に終了する他の事業年度（同項第2号に規定する他の事業年度をいいます。以下同じです。）において同条第1項の規定の適用を受ける場合を含みます。）

- (3) 措置法第42条の4第8項第3号の通算法人が同項第9号ロに規定する各事業年度のうち同号ロ(3)に掲げる事業年度において同条第4項の規定の適用を受ける場合（同条第8項第3号イの他の通算法人がその事業年度終了の日に終了する他の事業年度において同条第4項の規定の適用を受ける場合を含みません。）